事　務　連　絡
令和７年４月２日

各 （都道府県／指定都市／中核市／児童相談所設置市） 障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

中核機能強化（事業所）加算における地域の障害児に対する支援体制の状況及び
中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況の作成・公表について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援センター等（中核機能強化事業所加算を算定する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを含む。以下同じ。）の中核機能の発揮を促進する観点から、各市町村において、地域の中核的役割を果たす機関として位置付けられ、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、４つの中核機能（①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能、の４つをいう。以下同じ。）を発揮する児童発達支援センター等において、その体制や取組に応じて段階的に評価を行う「中核機能強化加算」及び「中核機能強化事業所加算」（以下「中核機能強化（事業所）加算」と総称する。）を創設したところです。

中核機能強化（事業所）加算については、その算定要件において、地域の障害児に対する支援体制の状況及び中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況を作成・公表することを求めているところですが、作成・公表の内容や時期等について、下記のとおりお示しいたしますので、各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市におかれましては、内容を御了知の上、管内の市町村及び児童発達支援センター等への周知及び対応をいただきますよう、お願いいたします。

記

**１．作成・公表の時期について**

中核機能強化（事業所）加算の算定に当たっては、「地域の障害児に対する支援体制の状況及び中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況を１年に１回以上公表していること」を要件の一つとしている。本加算の要件における「１年に１回以上」とは、算定開始月より１年程度（例えば、令和６年４月が算定開始月の場合には、令和７年４月

末に「地域の障害児に対する支援体制の状況及び中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況」が作成・公表されることが目安）が想定されるが、公表の時期については、本加算の算定を認める市町村と児童発達支援センター等との間で調整した上で、決定すること。

## ２．作成・公表の内容について

（１）地域の障害児に対する支援体制の状況について

地域の障害児に対する支援体制の状況を作成・公表することは、中核機能強化（事業所）加算を算定する児童発達支援センター等の４つの中核機能を踏まえて地域の支援体制の見える化を図っていくことを目的としている。地域の障害児支援ニーズや地域資源の状況等が様々であることや、地域の実情により体制整備の方向性も異なることを踏まえ、作成・公表の内容について必須項目等は定めないが、例えば以下のような作成・公表の方法が考えられる。詳細については、この方法に限られるものではなく、地域の実情等による創意工夫の下で検討・実施されたい。

（例）

- 市町村において、各児童発達支援センター等が作成・公表した地域の支援体制に関する取組状況を集約し、市町村のホームページ等において公表する。
- 各児童発達支援センター等が担う４つの中核機能を踏まえ、市町村において、地域の障害児に対する支援体制の全体像を作成・公表する。　等

（２）中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況について

中核機能強化（事業所）加算の算定において求められる各要件に係る取組状況について、本加算を算定する事業所（本加算を算定する複数の事業所が連携して作成する場合を含む。）において作成・公表すること（例えば、インクルージョンの推進体制を確保については、保育所等訪問支援の実施状況、地域の保育所等への助言援助等の実施状況について、実施件数等を公表する等）。公表に係る取組の内容については、中核機能強化（事業所）加算の算定において児童発達支援センター等に提出を求めている「地域障害児支援体制中核拠点登録適合チェックリスト」（令和６年３月 21 日付障害児支援課事務連絡「児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の申請手続の流れ等について」（別紙３）の確認事項に記載されている取組等を参考にすること。なお、詳細については地域の実情等による創意工夫の下で検討・実施されたい。

## ３．公表方法について

１及び２の取組は、障害のあるこどもやその家族、関係機関が地域における障害児支援の支援体制を把握することが期待される。公表方法については、地域における支援体制の見える化を進める観点から、インターネット等を活用し、広く公表することを想定している。なお、市町村のホームページにおいて、管内で本加算を算定する全ての事業所の取組状況が網羅的にわかる情報を掲載している場合には、それをもって作成・公表をしている

ものとして差し支えない。

**４．市町村による取組状況の把握について**

市町村は、中核機能強化（事業所）加算を算定する児童発達支援センター等が作成・公表した結果を集約し、地域の支援体制や取組の状況について網羅的な把握に努めること。

以上